

一般社団法人ジャパンフードアライアンス スポンサー制度規程

第1条（目的）

本規程は、一般社団法人ジャパンフードアライアンス（以下「本アライアンス」という。）が実施するスポンサー制度に関し必要な事項を定め、本アライアンスの活動基盤の強化並びに日本の食文化及び関連産業の国際展開を推進することを目的とする。

第2条（スポンサー制度の趣旨）

スポンサー制度は、本アライアンスの理念及び活動趣旨に賛同する企業、団体及び個人から支援を受けることで、相互協力による価値創出及び共創機会の拡大を図ることを目的とする。

第3条（スポンサー区分）

1. ダイヤモンドスポンサー（年額 150 万円以上 300 万円以下）
2. プラチナスポンサー（年額 50 万円以上 100 万円以下）

第4条（スポンサーカテゴリー）

1. 資金協賛
2. 会場・施設協賛
3. 人材協賛
4. 商品・食材協賛
5. 備品・設備協賛
6. 広報・PR 協賛
7. クリエイティブ協賛
8. IT・DX・AI 協賛
9. 海外展開協賛
10. ネットワーク協賛
11. 金融・決済協賛
12. 交通・宿泊協賛

第5条（カテゴリー独占権）

原則として1カテゴリーにつき1業種1社を優先スポンサーとして設定することができる。

第6条（スポンサー特典）

公式サイト掲載、ロゴ掲載、イベント紹介、ネットワーク活用、ビジネスマッチング等。

第7条（役務協賛）

役務、サービス、人材、設備、会場その他の提供を協賛として認める。

第8条（物品協賛）

商品、食材、景品、ノベルティ等の提供を協賛として認める。

第9条（スポンサー申込）

所定の申込書を提出し、本アライアンスの承認を受けなければならない。

第10条（スポンサー期間）

契約期間は原則1年間とする。

第11条（スポンサー料）

スポンサー料は指定方法により支払うものとし、既納金は返還しない。

第12条（ロゴ及び名称の利用）

承認された範囲でスポンサー表記を使用できる。

第13条（秘密保持）

非公開情報を第三者へ開示してはならない。

第14条（禁止事項）

法令違反、公序良俗違反、信用毀損行為等を禁止する。

第 15 条（契約解除）

スポンサー料未納、規程違反、反社会的勢力との関係等が認められた場合。

第 16 条（反社会的勢力の排除）

スポンサーは反社会的勢力に該当しないことを保証する。

第 17 条（規程の改定）

理事会決議により改定することができる。

附則

本規程は 2026 年 6 月 17 日より施行する。